

基準の比較の論点

条	見出し	条例(案)	芦屋の現状	論点
5条	一般原則	児童の健全育成	遊びを通じた生活指導その他児童の健全な育成を図る	
	人員数	小学生	3年生まで	
9条	設備基準	1. 65㎡	国に準じる	
10条	職員	支援員と補助員(資格等は従うべき基準)	国に準じる	
4項	児童の規模	40名	定員45名	
18条	開所時間	平日3時間以上、休日8時間以上	国に準じる	
	日数	1年につき250日以上	国に準じる	